【平成３１年４月１日から下水道事業受益者負担金・分担金を改定します】

１．改定の経過

雲南市における下水道事業の受益者負担金・分担金は、これまで合併前の各町村の規程を運用し取り扱っていました。

現在では下水道事業の面的整備がほぼ完了していることなどから、本年４月１日から下水道事業受益者負担金・分担金を改定することといたしました。

市民の方をはじめ、受益者の皆様からのご理解をいただきますようお願いいたします。

２．改定内容

① 公共下水道事業

<table>
<tr><th>区域</th><th>改定前（旧）</th><th></th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>木次町・三刀屋町公共下水道</td><td>受益面積×426円／㎡</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">受益面積×426円／㎡
（ただし、5,000㎡を上限とする）

特例措置として、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、木次町・三刀屋町公共下水道区域以外の集合処理区域においては、改定前と改定後を比較しいずれか低い額とする。
（激変緩和措置）</td></tr>
<tr><td>加茂町公共下水道</td><td rowspan="2">排水設備１箇所につき
130,000円</td></tr>
<tr><td>大東町公共下水道</td></tr>
</table>

② 農業集落排水事業

区域	改定前（旧）
合併前の加茂町の区域	排水設備１箇所につき 130,000円
合併前の木次町の区域	排水設備１箇所につき 200,000円
合併前の三刀屋町の区域	排水設備１箇所につき 150,000円
合併前の吉田町の区域	排水設備１箇所につき 100,000円
合併前の掛合町の区域	排水設備１箇所につき 一般住宅　150,000円 その他　　200,000円

改定後（新）
受益面積×426円／㎡ （ただし、5,000㎡を上限とする） 特例措置として、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、木次町・三刀屋町公共下水道区域以外の集合処理区域においては、改定前と改定後を比較しいずれか低い額とする。 （激変緩和措置）

＜特例措置（激変緩和措置期間）の算定例＞

（例．１）

公共下水道の区域内で、宅地面積６００㎡の建物に新たに下水道を接続する場合

改定前　：　１３０，０００円（排水設備１箇所につき）
改定後　：　２５５，６００円（４２６円×６００㎡）
賦課額　：　１３０，０００円

（例．２）

公共下水道の区域内で、宅地面積２５０㎡の建物に新たに下水道を接続する場合

改定前　：　１３０，０００円（排水設備１箇所につき）
改定後　：　１０６，５００円（４２６円×２５０㎡）
賦課額　：　１０６，５００円

③ 個別浄化槽整備事業（人槽ごとの標準設置工事費の１０分の１相当額に統一）

区域	改定前（旧）
旧大東町 及び 旧掛合町 の区域	5人槽 88,800円若しくは 工事請負費の1／10 に相当する額のい ずれか低い額
	６～7人槽 102,600円若しくは 工事請負費の1／10 に相当する額のい ずれか低い額
	８～10人槽 129,600円若しくは 工事請負費の1／10 に相当する額のい ずれか低い額
	11～50人槽 工事請負費の1／10 に相当する額
旧加茂町 の区域	浄化槽1箇所につき 130,000円
旧木次町 の区域	浄化槽1箇所につき 200,000円
旧三刀屋町 の区域	浄化槽1箇所につき 工事請負費の1／10 に相当する額
旧吉田町 の区域	浄化槽1箇所につき 100,000円

区域	改定後（新）			
	人 槽	標準設置 工 事 費 (※)(千円)	賦課率	分担金額 (円)
雲 南 市 全 域	5	882	１／１０	88,000
	6～7	1,104		110,000
	8～10	1,495		149,000
	11～15	2,191		219,000
	16～20	2,937		293,000
	21～25	3,491		349,000
	26～30	4,271		427,000
	31～40	4,743		474,000
	41～50	5,993		599,000

（※）標準設置工事費は、「循環型社会形成推進交付金取扱要領」別表４第１・２欄に基づく。

【問い合わせ先】
島根県雲南市木次町下熊谷１１０７番地
雲南市水道局（上下水道部）営業課
電話：（０８５４）４２－５３２２